

令和7年度兵庫県公立学校 **障がい者人材登録** 募集要項

兵庫県教育委員会

1 任用予定校

兵庫県内の市町組合立学校（神戸市立を除く）、及び兵庫県立の高等学校、特別支援学校及び県立芦屋国際中等教育学校

2 任用期間

原則として1ヶ月以上、1年以内

ただし、学校の状況によっては1ヶ月未満の短期間での任用もあります。任用の時期は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

3 募集する職種及び勤務条件

(1) 臨時講師

常勤で、教諭、養護教諭等に準ずる職務に従事します。

給料(月給)の他、教職調整額、地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。

(2) 会計年度任用職員(非常勤講師)

基本的には、週当たり決められた時間を勤務します。

報酬(月額)の他、通勤回数に応じて通勤旅費が支給されます。

(3) 臨時事務職員、臨時学校栄養職員・栄養士、臨時校務員 等

常勤で、事務職員、学校栄養職員・栄養士、校務員等に準ずる職務に従事します。

給料(月給)の他、地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。

4 登録手続き方法

(1) 登録申込書による登録(紙で登録する場合)

「兵庫県公立学校障がい者人材登録申込書」に必要事項を記入し

県立学校希望者→兵庫県教育委員会事務局教職員企画課業務改善班 へ

市町組合立学校希望者→希望する各教育事務所へ 郵送または持参してください。

※ 登録申込書の配布場所

- ・兵庫県教育委員会事務局教職員企画課(東灘庁舎)
- ・各教育事務所
- ・教職員企画課のホームページからダウンロード

https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/kyoshokuin/cont_cate/shougai

(申込書は「表面」と「裏面」の2枚あります。提出する際には、必ず、「表面」と「裏面」を両面印刷、または両面コピーを行い、1枚にしてください。)

※ 登録申込書を郵送にて取り寄せる(ダウンロードでプリントアウトできない)場合

返信用封筒(長形3号封筒に返送先を明記のうえ、110円切手を貼付)を同封し、「障がい者人材登録申込書希望」と書いて、兵庫県教育委員会事務局教職員企画課あて郵送してください。

(2) 申込フォームによる登録(インターネットで登録する場合)

《登録申込フォーム》

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1733107357126>

※携帯電話、スマートフォンからは QR コードを
使って登録できます。



5 資格

以下の①～③の条件(講師等は①～④の条件)をすべて満たす方が登録できます。

①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳のいずれかを有する方

※障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された方を含みます。

②免許が必要な職種については、当該職種に必要な免許(教員免許、栄養士免許等)を有する方

※有効期間中のものに限ります。

③地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

(参考)地方公務員法第16条

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

④講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第9条の各号のいずれにも該当しない方

(参考)学校教育法第9条

- ・教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ・教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

6 登録の有効期間

登録すると、「兵庫県公立学校障がい者人材登録名簿」に登載されます。ただし、名簿の有効期間は令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)限りです。年度を越え、さらに任用を希望する場合は、再度登録してください。

※登録内容に変更が生じた場合は、必ず電話等で下記連絡先まで連絡してください。

7 任用の方法

名簿登載後、該当の職種に欠員等が生じた時に、下記のとおり連絡させていただきます。

なお、任用数には限りがありますので、必ず任用されるものではありません。

【県立学校】

各学校が登録申込書により選考を行い、学校長から本人あてに直接電話で連絡。任用の希望等を再確認の上、面接等を行った上で任用の可否を決定させていただきます。

【市町組合立学校】

市町組合教育委員会が登録申込書により選考を行い、市町組合教育委員会から本人あてに直接電話で連絡。任用の希望等を再確認の上、面接等を行った上で任用の可否を決定させていただきます。

8 任用決定等の報告について

兵庫県公立学校で任用された、他に就職先が決定した等、任用を希望しなくなったことによる「兵庫県公立学校障がい者人材登録名簿」登録の取消を希望する場合は、登録申込書の提出先に、電話や FAX 等で、速やかに報告してください。

※報告がなく名簿に登録され続けていると、各学校等から随時、任用の連絡をする可能性があります。

9 登録申込書の配付場所、提出先及び連絡先

●兵庫県教育委員会事務局 教職員企画課 業務改善班

〒658-0081 (兵庫県神戸市東灘区田中町5丁目3-23)

TEL:(078) 362-3752

FAX:(078) 362-4284

●阪神教育事務所(管内:尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

TEL:(0798)39-6154

FAX:(0798)26-1365

●播磨東教育事務所

(管内:明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

TEL:(079)421-9413

FAX:(079)425-4924

●播磨西教育事務所

(管内:姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町)

〒670-0947 姫路市北条1丁目98

TEL:(079)281-9123

FAX:(079)223-7003

●但馬教育事務所(管内:豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

TEL:(0796)26-3773

FAX:(0796)24-4327

●丹波教育事務所(管内:丹波篠山市、丹波市)

〒669-2341 丹波篠山市郡家451-2

TEL:(079)552-7484

FAX:(079)552-6034

●淡路教育事務所(管内:洲本市、南あわじ市、淡路市)

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

TEL:(0799)26-3203

FAX:(0799)24-5072